

高齢者のご家族の方へ

流行が始まる前にインフルエンザの予防接種を

伯耆町では、高齢者のインフルエンザ予防接種を行います。

対象者には、10月中旬に受診票と医療機関名簿を送付しますので、接種を希望される方は、医療機関名簿に記載してある医療機関へ受診票を持ってお出かけください。

ご不明な点がございましたら、総合福祉課健康増進室までお問い合わせください。

●対象者

①平成19年12月31日までに65歳以上になられる方。

※64歳の方は65歳の誕生日を迎えてからでないと対象となりません。

②60歳以上65歳未満の方で、心臓・じん臓・呼吸器の機能に障害のある方。または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害のある方（身体障害者手帳1級相当の方）のうち接種を希望される方。

●接種期間

平成19年10月22日（月）～平成20年1月31日（木）

※年末年始は休診となる医療機関もあります。確認のうえ、接種してください。

●接種場所

受診票に同封した医療機関名簿にある医療機関で接種してください。

※医療機関名簿に記載されている医療機関以外でも接種はできますが、費用は全額自己負担となります。

インフルエンザ予防接種は、高齢者の発病防止や重症防止に有効です。ただし、接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかります。

また、その効果が十分持続する期間は約5か月とされています。

予防効果を高めるために、流行が始まる前に接種するようにしましょう。

【問合せ先】 総合福祉課 健康増進室 ☎68-5536

飼い犬・飼い猫の引取りが10月1日から有料になります

この度、鳥取県手数料徴収条例が改正され、10月1日から飼い犬・飼い猫を県へ引取り希望される場合、有料になります。

これは、犬や猫の飼い主の責務である終生飼養や、繁殖を希望しない場合の繁殖制限措置を果たさず、安易に県へ引取りを求めることを防止し、飼い主としての責任の自覚を促すため行うものです。

徴収される手数料は以下のとおりですので、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

○手数料額（鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第111号の7）

対象（根拠法令）	手数料額
所有者から求められた犬又は猫の引取り （動物愛護管理法第35条第1項）	生後91日以上1頭又は1匹につき 2,000円 生後90日以下1頭又は1匹につき 400円
所有者の判明しない犬又は猫の引取り （動物愛護管理法第35条第2項）	無料

○月1回の不要犬・不要猫の定期引取り

原則、第3水曜日が引取り日となります。また引取り場所と時間は下記のとおりです。

■溝口分庁舎 午前10時

■伯耆町役場本庁舎 午前10時30分

○手数料の支払方法

(1) 定期引取りの場合（①か②いずれかの方法によりお支払いください）

①鳥取県収入証紙（収入印紙ではありませんので、ご注意ください）

鳥取県の収入証紙を事前に購入していただき、引取り依頼書に添付する。

②鳥取県の出納員管理口座へ振込み

事前に銀行等で入金していただき（振込み手数料も引取り依頼者の負担となります）、その控えを引取り時に確認します。

(2) 直接、西部総合事務所へ連れて行く場合は現金でもお支払いいただけます。

○鳥取県収入証紙の販売場所

■鳥取銀行岸本支店、溝口支店

■山陰合同銀行岸本支店、溝口出張所

■（財）鳥取県交通安全協会日野川地区協会（溝口幹部派出所内）

狂犬病予防法では、飼い犬への鑑札と注射済票の装着が義務付けられています。しかし、町に迷い犬として保護される犬は、ほとんどが鑑札や注射済票を付けておらず、飼い主の下へ無事に帰るのが遅くなるケースが多々あります。『家の中から出さないから大丈夫。』『首輪とクサリをきちんと付けているから大丈夫。』と思われていても、何かのきっかけで飼い犬がいなくなる事があります。捨て犬と間違われられないためにも、必ず飼い犬には鑑札と注射済票を付けて下さい。また、町で迷い犬を保護した場合は、ケーブルテレビの伯耆町自主情報チャンネル（3ch）で情報を掲載しますので、飼い犬がいなくなった時はご確認ください。

【問合せ先】 住民生活課 生活環境室 ☎68-3115